二の二　請求者と同一の世帯に属する者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができるものを除く。）の氏名、生年月日及び個人番号	（新設）
三・四　（略）	三・四　（略）
2～6　（略）	2～6　（略）
（未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の請求）	（未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の請求）
第三十条　法第十四条において準用する法第九条の規定による未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。	**第三十条**　法第十四条において準用する法第九条の規定による未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。
一　（略）	一　（略）
一の二　請求者の個人番号	（新設）
二～六　（略）	二～六　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（認定の請求）	（認定の請求）
第三十二条　（略）	**第三十二条**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　障害年金生活者支援給付金受給資格者が、障害基礎年金（法第十五条第一項に規定する障害基礎年金をいう。以下同じ。）を受ける権利についての国民年金法第十六条の規定による裁定の請求に併せて第一項の認定の請求を行うときは、第一項の請求書に記載することとされた事項（氏名を除く。）及び第二項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該障害基礎年金の裁定請求書に記載し、又は添えたものについては、第一項及び第二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。	5　障害年金生活者支援給付金受給資格者が、障害基礎年金（法第十五条第一項に規定する障害基礎年金をいう。以下同じ。）を受ける権利についての国民年金法第十六条の規定による裁定の請求に併せて第一項の認定の請求を行うときは、第一項の請求書に記載することとされた事項（氏名を除く。）及び第二項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該老齢基礎年金の裁定請求書に記載し、又は添えたものについては、第一項及び第二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。
6　（略）	6　（略）
（未支払の障害年金生活者支援給付金の請求）	（未支払の障害年金生活者支援給付金の請求）
第四十五条　法第十九条において準用する法第九条の規定による未支払の障害年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。	**第四十五条**　法第十九条において準用する法第九条の規定による未支払の障害年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。
一　（略）	一　（略）
一の二　請求者の個人番号	（新設）
二～六　（略）	二～六　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求）	（未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求）
第六十一条　法第二十四条において準用する法第九条の規定による未支払の遺族年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。	**第六十一条**　法第二十四条において準用する法第九条の規定による未支払の遺族年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。
一　（略）	一　（略）
一の二　請求者の個人番号	（新設）
二～六　（略）	二～六　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）